

(保 88)

平成 28 年 6 月 17 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 純 一

平成 28 年度から実施する施設基準の適時調査の運用見直し  
関連通知の発出及び厚生局からの説明について

平成 28 年度から実施する施設基準の適時調査の運用見直しにつきましては、全国統一ルールでの実施を目的に、自己点検の導入、調査項目の重点化、事前提出資料等の明確化、実施通知の早期発出等の対応を行う旨、平成 28 年 4 月 20 日付け（保 24）にてご連絡申し上げたところです。

今般、平成 28 年 6 月 14 日付け保医発 0614 第 4 号にて、厚生労働省保険局医療課長より各地方厚生（支）局に対して関連通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今回の取扱いにつきましては、地方厚生（支）局から都道府県医師会に対して、ご説明の上周知要請されますので、ご対応方何卒よろしくお願いいたします。

日本医師会として、今後も引き続き厚生労働省当局と運用見直しの協議を進めて参る所存でおりますので、ご指導の程よろしくお願いいたしますとともに、今回の運用見直しにより、医療現場に問題が発生した場合には、日本医師会までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

（添付文書）

1. 施設基準の届出の報告について（平 28. 6. 14 保医発 0614 第 4 号）

2. 平成 28 年度から実施する施設基準の適時調査の運用見直しについて

（平 28. 4. 20 保 24）



保医発0614第4号  
平成28年6月14日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

施設基準の届出の報告について

厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年3月4日付け保医発0304第1号）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年3月4日付け保医発0304第2号）及び「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日付け保医発第0306010号（最終改正：平成28年3月4日付け保医発0304第4号））において、届出を行った保険医療機関又は保険薬局は、「毎年7月1日現在で届出書の記載事項について報告を行う」ことと定めている報告については、平成28年7月より別添のとおり取り扱われるよう通知する。

## 施設基準の届出の報告について

### 1. 7月1日における保険医療機関又は保険薬局の施設基準に関する報告について

- ① 厚生労働省保険局医療課長通知（以下「医療課長通知」という。）「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年3月4日付け保医発0304第1号）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年3月4日付け保医発0304第2号）及び「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日付け保医発第0306010号（最終改正：平成28年3月4日付け保医発0304第4号））において、届出を行った保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）は、「毎年7月1日現在で届出書の記載事項について報告を行う」として定めている報告（以下「定例報告」という。）。
- ② 毎年6月上旬頃の医療課長通知「施設基準の届出状況等の報告について」（平成27年度では平成27年6月5日付け保医発0605第1号）に定めている報告（平成27年度では「別紙様式1～19」）（以下「別紙報告」という。）。
- ③ 医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年3月4日付け保医発0304第1号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年3月4日付け保医発0304第2号）において、施設基準毎に定められている報告（例：勤務医の負担の軽減等の報告、褥瘡対策に係る報告（7月提出））（以下「その他報告」という。）。

### 2. 定例報告の方針

1①「定例報告」については、平成28年7月より保険医療機関等に対して自ら施設基準の要件を満たしているか点検（確認）させて、その結果を厚生（支）局へ報告させる仕組み（自己点検方式）を導入する。その際、効果的かつ効率的な報告用紙とする。

なお、1②「別紙報告」及び1③「その他報告」については、従来どおりの取扱いとし、変更するものではない。

### 3. 定例報告の報告方法及び報告様式

- ① 1①「定例報告」の様式については、ア. 病院・医科（有床診療所）用、イ. 医科（無床診療所）・歯科・薬局用の2種類とする。
- ② 保険医療機関等に対して、1②「別紙報告」、1③「その他報告」に係る説明文と併せて、1①「定例報告」の説明文及び報告用紙を送付する。
- ③ 送付先は、ア. 病院・医科（有床診療所）、イ. 医科（無床診療所）・歯科・薬局ともすべての保険医療機関等を対象とする。
- ④ 送付するもの及び報告を求めるものについては、次のとおりとする。

	ア. 病院・医科（有床診療所）	イ. 医科（無床診療所）・歯科・薬局
送付するもの	別添1-1（説明文） 別添1-2（報告用紙）	① 医科（無床診療所）・歯科 別添2-1（説明文） 別添2-2（報告用紙） ② 薬局 別添3-1（説明文） 別添3-2（報告用紙）
報告を求めもの	すべての保険医療機関等に対して、届け出ている施設基準について要件を満たしているか点検（確認）した結果を記載のうえ、報告用紙を提出させる。	届け出ている施設基準のうち、要件を満たしていないものがある場合の保険医療機関等に限り、要件を満たしていない施設基準名を記入のうえ、報告用紙を提出させる。 （届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしている保険医療機関等は提出不要とする。）

- ⑤ 要件を満たしていない施設基準については、1①「定例報告」と併せて「辞退届」を提出させる。
- ⑥ なお、1①「定例報告」については、1②「別紙報告」及び1③「その他報告」と併せて報告を求める。

#### 4. 「はがき」方式で定例報告を案内する場合

1①「定例報告」の説明文については、「はがき」方式としても差し支えないこととする。

その際、次の点に留意すること。

- ① 厚生（支）局のホームページに、1①「定例報告」の説明文及び報告用紙（別添1-1～別添2-2）を掲載し、ダウンロードできるようにアドレスやルートを「はがき」に記載する。
- ② また、ダウンロードできない場合、FAX又は郵送で報告用紙を送付できることも「はがき」に記載する。

#### 5. 周知・広報

##### ①関係団体への周知

1①「定例報告」の取扱いについて、都道府県の医師会・歯科医師会・薬剤師会に説明のうえ、周知を依頼する。また、常に施設基準の要件の点検（確認）を促進するよう周知を依頼する。

##### ②厚生（支）局のホームページへの掲載

各厚生（支）局のホームページに1①「定例報告」に係る報告方法及び報告様式を掲載する。

成 年 月 日

保険医療機関 開設者 様

〇〇厚生（支）局〇〇事務所

**施設基準の届出の確認について**

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険医療機関は、毎年7月1日現在で届出書の記載事項について報告することとされています。

つきましては、7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか、下記の手順により貴院で確認して、その結果を別添の「施設基準の届出の確認について（報告）」により、平成 年 月 日（ ）までに郵送にて提出してください。

**（例）** なお、今まで〇〇を提出されていましたが、今年度から施設基準の届出に係る報告様式が変わりましたので、よろしくお願いたします。

（\* 厚生（支）局において、適宜、記載事項を調整のうえ、必要に応じて記載する）

（\* 〇〇には、従前の報告方法に応じて「施設基準ごとの報告様式」などを記載する）

## 記

**1. 施設基準の確認手順について****（1）施設基準の要件の確認**

- ① 7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴院で確認してください。
- ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、〇〇厚生（支）局のホームページ（※1）をご参照ください。

**（2）施設基準の要件を確認した結果**

- ① すべて要件を満たしている場合は、別添（報告用紙）の「ア」に○をして、提出してください。
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、別添（報告用紙）の「イ」に○をして、「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名を記入のうえ、提出してください。  
併せて、施設基準の「辞退届」（※2）を提出してください。

**〇〇厚生（支）局のホームページに**

**\* 厚生（支）局のホームページの  
ルートの案内を記載する。**

- ※1 届け出ている施設基準の確認 (<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/xxxxx/>)  
ホーム > 業務内容 > 〇〇 > 〇〇
- ※2 辞退届のダウンロード (<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/xxxxx/>)  
ホーム > 業務内容 > 〇〇 > 〇〇

なお、報告用紙については、次のアドレスからダウンロードできます。  
報告用紙のダウンロード (<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/xxxxx/>)  
ホーム > 業務内容 > 〇〇 > 〇〇

**2. 届出が不要となった施設基準の要件の確認について**

平成 28 年 4 月より届出が不要となった下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できないので、ご注意ください。

(届出が不要となった施設基準)

**※ この施設基準のみ要件を満たさない場合は、上記 1 (2) の報告は不要です。**

- |                  |  |
|------------------|--|
| ・ 夜間・早朝等加算       | ・ 夜間休日救急搬送医学管理料  |
| ・ 明細書発行体制等加算     | ・ がん治療連携管理料  |
| ・ 臨床研修病院入院診療加算   | ・ 認知症専門診断管理料   |
| ・ 救急医療管理加算       | ・ 経皮的冠動脈形成術  |
| ・ 妊産婦緊急搬送入院加算    | ・ 経皮的冠動脈ステント留置術  |
| ・ 重症皮膚潰瘍管理加算     | ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 (歯科点数表第 2 章第 9 部手術の通則 4 を含む。) に掲げる手術 |
| ・ 強度行動障害入院医療管理加算 |  |
| ・ がん拠点病院加算       |  |
| ・ 小児科外来診療料       |  |

**【お問い合わせ先】**

〇〇厚生（支）局 〇〇事務所

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番地〇号

TEL □□-□□□□-□□□□ FAX □□-□□□□-□□□□

## 施設基準の届出の確認について (報告)

平成 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

保険医療機関 : 保険医療機関コード

--	--	--	--	--	--	--	--

所在地

名称

開設者

印

電話番号

—

—

(担当 :

)

7月1日現在、貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか確認し、次の「ア」または「イ」に○をして、平成 年 月 日 ( ) までに郵送にて提出してください。

「イ」に○をした場合は、「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名を記入してください。

いずれかに○

ア

届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしています。

イ

届け出ている施設基準のうち、次のものについては、要件を満たしていません。(なお、それ以外の施設基準は、要件を満たしています。)

<要件を満たしていない施設基準名> (記入例) 地域包括診療加算

イに○をした場合にのみ記入

※ 記入した施設基準については、併せて「辞退届」を提出してください。



平成 年 月 日

保険医療機関 開設者 様

〇〇厚生（支）局〇〇事務所

**施設基準の届出の確認について**

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険医療機関は、毎年7月1日現在で届出書の記載事項について報告することとされています。

つきましては、7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか、下記の手順により貴院で確認して、施設基準の要件を満たしていないものがある場合に限り、別添の「施設基準の届出の確認について（報告）」により、平成 年 月 日（ ）までに郵送にて提出してください。

**（例）** なお、今まで〇〇を提出されていましたが、今年度から施設基準の届出に係る報告様式が変わりましたので、よろしくお願いいたします。

（\* 厚生（支）局において、適宜、記載事項を調整のうえ、必要に応じて記載する）

（\* 〇〇には、従前の報告方法に応じて「施設基準ごとの報告様式」などを記載する）

## 記

**1. 施設基準の確認手順について****（1）施設基準の要件の確認**

- ① 7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴院で確認してください。
- ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、〇〇厚生（支）局のホームページ（※1）をご参照ください。

**（2）施設基準の要件を確認した結果**

- ① すべて要件を満たしている場合は、別添（報告用紙）の作成は不要です。
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、別添（報告用紙）の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名を記入のうえ、提出してください。  
併せて、施設基準の「辞退届」（※2）を提出してください。

**〇〇厚生（支）局のホームページに**

**\* 厚生（支）局のホームページの  
ルートの案内を記載する。**

※1 届け出ている施設基準の確認 (<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/xxxxx/>)  
ホーム > 業務内容 > 〇〇 > 〇〇

※2 辞退届のダウンロード (<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/xxxxx/>)  
ホーム > 業務内容 > 〇〇 > 〇〇

なお、報告用紙については、次のアドレスからダウンロードできます。

報告用紙のダウンロード (<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/xxxxx/>)  
ホーム > 業務内容 > 〇〇 > 〇〇

**2. 届出が不要となった施設基準の要件の確認について**

平成 28 年 4 月より届出が不要となった下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できないので、ご留意ください。

(届出が不要となった施設基準)

**※ この施設基準のみ要件を満たさない場合は、上記 1（2）の報告は不要です。**

- |                  |  |
|------------------|--|
| ・ 夜間・早朝等加算       | ・ 夜間休日救急搬送医学管理料  |
| ・ 明細書発行体制等加算     | ・ がん治療連携管理料  |
| ・ 臨床研修病院入院診療加算   | ・ 認知症専門診断管理料   |
| ・ 救急医療管理加算       | ・ 経皮的冠動脈形成術  |
| ・ 妊産婦緊急搬送入院加算    | ・ 経皮的冠動脈ステント留置術  |
| ・ 重症皮膚潰瘍管理加算     | ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部手術の通則 4 を含む。）に掲げる手術 |
| ・ 強度行動障害入院医療管理加算 |  |
| ・ がん拠点病院加算       |  |
| ・ 小児科外来診療料       |  |

**【お問い合わせ先】**

〇〇厚生（支）局 〇〇事務所

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番地〇号

TEL □□-□□□□-□□□□ FAX □□-□□□□-□□□□

### 施設基準の届出の確認について（報告）

7月1日現在、貴院が届け出ている施設基準について、次の「ア」または「イ」のいずれに該当するかご確認ください。

ア 届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしている場合

提出不要

イ 届け出ている施設基準のうち、要件を満たしていないものがある場合

下の報告欄の【枠内】に要件を満たしていない施設基準名を記入のうえ、提出（郵送）してください。

届け出ている施設基準のうち、次のものについては、施設基準の要件を満たしていません。（なお、それ以外の施設基準は、要件を満たしています。）

<要件を満たしていない施設基準名> （記入例）地域包括診療加算

※ 記入した施設基準については、併せて「辞退届」を提出してください。

平成 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

保険医療機関 : 保険医療機関コード

--	--	--	--	--	--	--	--

所在地

名称

開設者

印

電話番号

— — (担当: )

平成 年 月 日

保険薬局 開設者 様

〇〇厚生（支）局〇〇事務所

**施設基準の届出の確認について**

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険薬局は、毎年7月1日現在で届出書の記載事項について報告することとされています。

つきましては、7月1日現在で貴薬局が届け出ている施設基準について要件を満たしているか、下記の手順により貴薬局で確認して、施設基準の要件を満たしていないものがある場合に限り、別添の「施設基準の届出の確認について（報告）」により、平成 年 月 日（ ）までに郵送にて提出してください。

**（例）** なお、今まで〇〇を提出されていましたが、今年度から施設基準の届出に係る報告様式が変わりましたので、よろしくお願いたします。

（\* 厚生（支）局において、適宜、記載事項を調整のうえ、必要に応じて記載する）

（\* 〇〇には、従前の報告方法に応じて「施設基準ごとの報告様式」などを記載する）

## 記

**1. 施設基準の確認手順について****（1）施設基準の要件の確認**

- ① 7月1日現在で貴薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴薬局で確認してください。
- ② 貴薬局が届け出ている施設基準が不明の場合は、〇〇厚生（支）局のホームページ（※1）をご参照ください。

**（2）施設基準の要件を確認した結果**

- ① すべて要件を満たしている場合は、別添（報告用紙）の作成は不要です。
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、別添（報告用紙）の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名を記入のうえ、提出してください。

併せて、施設基準の「辞退届」（※2）を提出してください。

**〇〇厚生（支）局のホームページに**

**\* 厚生（支）局のホームページの  
ルートの案内を記載する。**

※1 届け出ている施設基準の確認 (<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/xxxxx/>)

ホーム > 業務内容 > 〇〇 > 〇〇

※2 辞退届のダウンロード (<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/xxxxx/>)

ホーム > 業務内容 > 〇〇 > 〇〇

なお、報告用紙については、次のアドレスからダウンロードできます。

報告用紙のダウンロード (<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/xxxxx/>)

ホーム > 業務内容 > 〇〇 > 〇〇

**【お問い合わせ先】**

〇〇厚生（支）局 〇〇事務所

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番地〇号

TEL □□-□□□□-□□□□ FAX □□-□□□□-□□□□

### 施設基準の届出の確認について（報告）

7月1日現在、貴薬局が届け出ている施設基準について、次の「ア」または「イ」のいずれに該当するかご確認ください。

ア 届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしている場合



提出不要

イ 届け出ている施設基準のうち、要件を満たしていないものがある場合



下の報告欄の【枠内】に要件を満たしていない施設基準名を記入のうえ、提出（郵送）してください。



届け出ている施設基準のうち、次のものについては、施設基準の要件を満たしていません。（なお、それ以外の施設基準は、要件を満たしています。）

<要件を満たしていない施設基準名> (記入例) 基準調剤加算

※ 記入した施設基準については、併せて「辞退届」を提出してください。

平成 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

保 険 薬 局 : 保険薬局コード

--	--	--	--	--	--	--	--

所在地

名 称

開設者

Ⓜ

電話番号

— —

(担当 :

)

平成28年4月20日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本純一

平成28年度から実施する施設基準の適時調査の運用見直しについて

適時調査は、「指導大綱」に基づいて実施されている「指導」ではなく、あくまでも施設基準を確認するための「調査」と位置付けられています。しかしながら、現場では施設基準以外の算定要件に関わる部分まで確認している地域があると聞きます。その場合、算定要件を確認するには診療録の内容確認等がともなうため、当然、個別指導と同様に学識経験者としての立会者が必要になると考えております。そしてそもそも「適時調査」と称して「個別指導」的な調査が行われていることについて、日本医師会として明確に反対するものであります。

平成28年度から実施する指導の運用見直しにつきましては、平成28年3月28日付け（保203）にてご連絡申し上げましたが、今般、施設基準の適時調査の運用見直しについて、全国統一ルールでの実施を目的に、下記のような対応を行うこととなりましたので、ご連絡申し上げます。

今回の運用見直しにより、医療現場に問題が発生した場合には、日本医師会までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成28年熊本地震による被災地およびその周辺では、指導、監査、適時調査等の実施を無理に行うことのないよう厚生労働省当局に申し入れておりますことを申し添えます。

適時調査には、自主返還期間や書類提出から確認まで膨大な時間がかかっている等の問題があります。また、行政として、施設基準の内容や解釈について、懇切丁寧に、頻繁に、医療機関に対して説明・周知の責任を全うすべきであります。

引き続き厚生労働省当局と運用見直しの協議を進めて参る所存でありますので、ご指導の程よろしくお願いいたします。

## 記

### (1) 対象医療機関

当分の間、原則病院（医科）を対象とする。

特定共同指導、共同指導等において施設基準を確認された場合は適時調査を実施したものとみなす。

### (2) 自己点検の導入

各施設基準の届出事項について、毎年7月1日現在において届出要件を満たしているか否かを医療機関が自己点検して7月31日までに報告する方式に変更する。

### (3) 調査項目の重点化

調査項目の重点化を図るため、確認する施設基準を軽減させる。

### (4) 事前提出資料等の明確化

調査当日の負担軽減を図るため、書類を事前に提出し、できる限り事前作業で確認し、不整合の内容について調査当日に確認する。

また、当日の調査に必要な資料等のリストを事前に提示する。

### (5) 実施通知の早期発出

調査日の3週間前を「1か月前」に早めて通知を送付する。

### (6) 調査時間

調査時間は概ね半日程度（約3時間）以内を標準として実施するが、確認する施設基準が多い等の場合は必要に応じて延長も可能とする。